

平成25年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	金磯地区まちづくり事業			整理番号	- -
				担当課係	都市整備課
事業予算費目	款	8	土木費	記入者職・氏名	
	項	7	都市計画費	内線等	
	目	4	金磯地区まちづくり事業費	事業区分	臨時事業
	大事業	2	金磯地区まちづくり事業	事業期間	昭和58年度～ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	小松島市まちづくり条例、金磯地区開発行為等施行基準要綱				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

昭和57年度まで金磯地区まちづくり計画区域内は開発規制がなされていたが、小松島市まちづくり条例に基づく地区環境整備の実施計画として、昭和58年4月、「金磯地区基本計画」による区域内の主要公共施設の整備計画を策定し、開発行為等施行者が一定の条件を満たすことにより当区域内での建築が可能となった。これに伴い、整備区分を明確にし、住民と市とで相互に協力しながら住みよいまちづくりの実現を図ることを目的としている。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	金磯まちづくり計画区域内における市有の道路や水路等の整備及び維持管理を行うものである。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	住民と市とで相互に協力しながら住みよい街にしていくことを基本として、金磯まちづくり計画区域内における公共・公益施設の整備を実施し、金磯地区のまちづくりの実現を図ることを目的としている。

■総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け		重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	6. 「街が輝く」		
			中項目	②魅力ある都市基盤の整備		
			小項目	1. 中心市街地・周辺市街地の計画的な整備		
<p>（理由）</p> <p>金磯地区については、「金磯地区まちづくり計画」に基づき、昭和58年度より地区整備事業を開始しているが、市により整備する幹線道路や都市下水路等の整備を促進するとともに市と住民とが協力して住みよいまちづくりの実現を図るものである。</p>						

■他の自治体の類似する政策との比較検討

本市独自のまちづくり計画であるため、他の自治体で類似する政策は少ないものと思われる。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) 〇を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	金磯地区まちづくり計画内の住民を対象とする。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	金磯地区まちづくり計画内の良好な住宅地の形成を基本的方向として、公共施設の計画的確保及び整備をおこない住民の生活基盤の安定を図るため。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	当該事業は、計画区域内の道路等の公共施設を整備していく事業であるが、事業の推進には、住民と市が相互に協力のもとで行うこととなっており、整備には住民(開発行為等施行者)に、相応の負担(金銭や用地等)が発生する。この負担が、開発行為施行者に大きな負担となり、計画区域内での開発や建物が進まないという矛盾が生じている。私有の道路や水路は、整備や維持管理が行き届いていない箇所が多く、解消してほしいとの要望がある。しかし、市が整備、維持管理することができないため、課題となっている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の様子は今後どのように変化していくか)
	道路及び水路を継続的に整備又は維持管理を実施していくことにより、金磯地区まちづくり計画区域内における住民の生活環境は良好になっていくものと考えられる。しかし、当該計画は策定から約30年を経過し、社会情勢や地域の現状の変化等も考慮し、これまでの整備の効果等を確認し、必要に応じ、改善処置を検討すること等も視野に入れて考究していく必要があると思われる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	25年度	26年度	27年度	28年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0	0				
		地 方 債	8,900	8,900				
		その他(利用者負担等)	0	0				
		一 般 財 源	1,717	1,717				
	A 直接事業費(千円)	10,617	10,617	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.1 人	0.1 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	622	622				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②						
	B 人件費計(千円)①+②	622	622	0	0	0	0	
A + B	11,239	11,239	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある a <input type="radio"/> ない	理由	当該事業は、条例により開発行為等施行者と市とで整備区分は分担されており、市で整備しなければならない箇所は、実施する必要がある。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない a <input type="radio"/> できる	理由	本市独自の事業であるため、別事業では考えられない。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない a <input type="radio"/> ある	理由	現在まで事業が進められ成果は上がっているが、開発行為等施行者による公共施設の整備については、開発行為等が行われる時点での整備となるため、未了な箇所については、これ以上更に成果を向上させることは困難な状況である。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							
所属長による総合的なコメント								
本事業は、今後も市と住民との相互の協力による住みよい環境を構築するため整備を継続していく予定であるが、計画から30年を経過しこれまでの整備の効果等を確認及び検証し、必要に応じた改善処置等も検討すること等も視野に入れ、整備計画に対する評価等を実施する必要がある。								